令和7年10月7日開催

令和7年度

第1回八幡市都市計画審議会 議案書

令和7年度第1回八幡市都市計画審議会議事事項

議案番号	諮 問 事 項	議案の概要	頁
都議第84号 (諮問)	綴喜都市計画生産緑地地区の変更 (八幡市決定)	生産緑地地区として維 持が困難な生産緑地及 び公共用地買収が行わ れた生産緑地の廃止	3
都議第85号 (諮問)	京都都市計画及び綴喜都市計画下水道の 変更 (八幡市決定) 京都府木津川流域関連八幡市公共下水道	健全な都市の発展なら びに公共用水域の水質 保全を図るための変更	13

都議第84号

綴喜都市計画生産緑地地区の変更 (八幡市決定)

都 議 第 8 4 号 八都第 1 4 5 3 号 令和 7 年 1 0 月 7 日

八幡市都市計画審議会 会長 岡山 敏哉 様

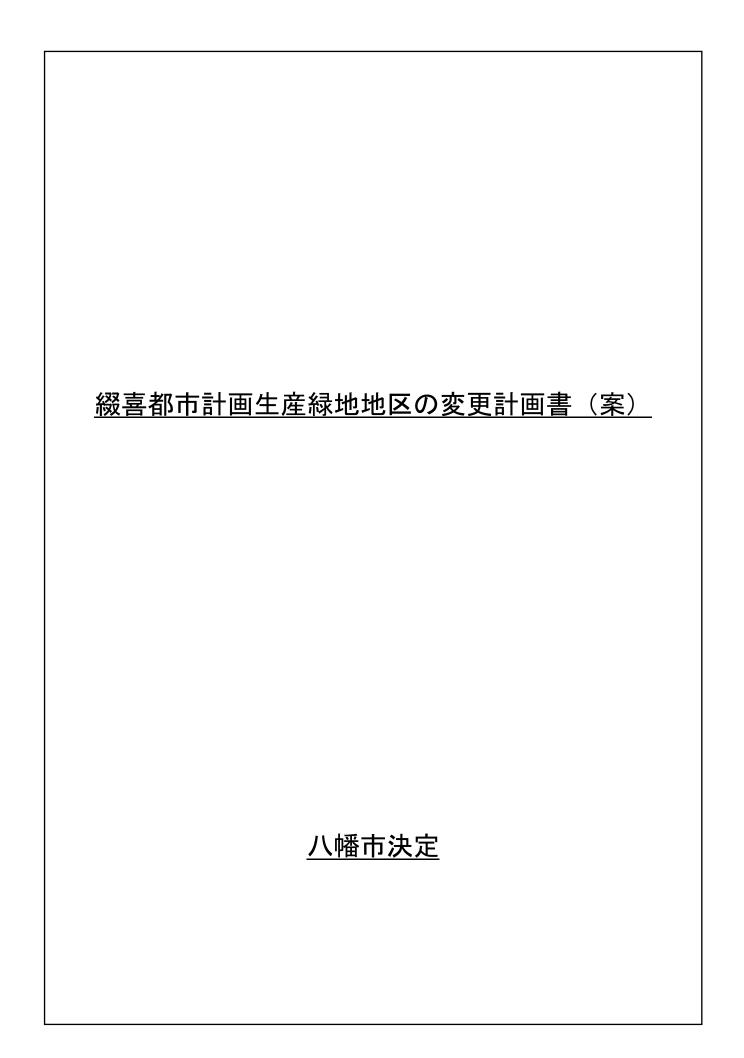
八幡市長 川田 翔子

綴喜都市計画生産緑地地区の変更について (諮問)

都市計画法第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により、下記のとおり貴審議会に諮問します。

記

別紙都市計画案のとおり



計 画 書

綴喜都市計画生産緑地地区の変更(八幡市決定)

都市計画生産緑地地区を次のように変更する。

地区番号	位 置	面積(ha)	備考(ha)
3	八幡大芝	約 0.06	約 0.15 減
84	美濃山ヒル塚	約 0.33	約 0.22 減
91	美濃山宮道	_	約 0.09 減
(既決定地区) 1ほか 58 地区	59地区	約 12.32	上記変更にかかる区域を除く
合計	61 地区	約 12.78	

[「]位置及び区域は計画図表示のとおり」

理 由

本都市計画は、市街化区域内における環境機能の優れた農地等について、市街 化の動向を勘案し、都市的土地利用との調整を図りながら計画的に保全することによ り、良好な市街地環境の保全を図るものであるが、生産緑地地区として維持が困難な 生産緑地及び公共用地買収が行われた生産緑地について、本案のとおり廃止を行う ものである。

新旧対照表

	新	旧	備考
面積(ha)	12.78	13.24	廃止 0.46ha
地区	61	62	廃止 1地区

都市計画の策定の経緯の概要

地区番号 3(一部廃止) 0.15ha

3-3 位 置:八幡市八幡大芝 19-1

面 積:1,548 m²

廃止理由:公共用地買収

地区番号 84(一部廃止) 0.22ha

84-1 位 置:八幡市美濃山ヒル塚76

面 積:1,176 m²

廃止理由:主たる従事者の農業に従事不可能な故障

84-2 位 置:八幡市美濃山ヒル塚 77

面 積:515 ㎡

廃止理由:主たる従事者の農業に従事不可能な故障

84-3 位 置:八幡市美濃山ヒル塚 80-2

面 積:469 ㎡

廃止理由:指定から30年が経過

地区番号 91(全部廃止) 0.09ha

91-1 位 置:八幡市美濃山宮道 52-1、52-3

面 積:881 ㎡

廃止理由:指定から30年が経過

都市計画の変更の理由書

綴喜都市計画生産緑地地区の変更 (八幡市決定)

本都市計画は、市街化区域内における環境機能の優れた農地等について、市街 化の動向を勘案し、都市的土地利用との調整を図りながら計画的に保全することによ り、良好な市街地環境の保全を図るものとして生産緑地地区を指定しています。本市 都市計画マスタープランにおいても市街地内の貴重なオープンスペースとして保全を 図ることとしています。

今回変更を行う生産緑地は、指定から30年が経過したこと及び主たる従事者の農業に従事不可能な故障により、生産緑地法第10条第1項及び第2項の規定により生産緑地買取りの申出があった生産緑地について、行為の制限が解除されたことにより、生産緑地地区として維持が困難であることから本案のとおり廃止を行うものです。

また、史跡綴喜古墳群(八幡西車塚古墳)買上げ事業により公共用地買収が行われた生産緑地について本案のとおり廃止を行うものです。

